

様式第 8

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

広島市長 様

(申 請 者)

事業所住所

氏 名

私は、下記のとおり、\_\_\_\_\_ (注 1) (以下「当該金融機関」という。)が株式会社整理回収機構 (東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号) 又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 当該金融機関が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添 1 のとおり。(注 2)
- 2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添 2 のとおり。(注 3)  
% (A/B)  
A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 円  
B 年 月 日 (A の前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 円
- 3 当社の事業計画書 (事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書) は別添 3 のとおり。(注 4)
- 4 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法 (平成 15 年法律第 27 号) 第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添 4 のとおり。(注 5)

(注 1) 当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。

(注 2) 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、当該金融機関から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。

(注 3) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び当該金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(注 4) 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画 (様式自由) を作成し、添付すること。

(注 5) ① 株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、当該金融機関による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。

② 株式会社産業再生機構法第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

広産中第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名

広島市長

印

### 【認定要件】

以下の(1)から(4)のすべてに該当することが必要です。

- (1) 申請者が、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書等）を有していること。
- (2) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (3) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- (4) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

### 【提出書類】

#### 1 必要書類

認定申請書 1部

※ 申請者の住所欄には、広島市内の事業実態のある事業所の所在地を記載してください。

#### 2 添付書類等

<共通>

- (1) 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料の写し（債権譲渡通知書等）
- (2) 借入金残高が確認できる資料の写し（残高証明書、財務諸表、借入証書等）
- (3) 事業計画書の写し（様式自由）
- (4) 次のいずれかを提出すること。
  - ① 貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書の写し及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書の写し
  - ② 株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知の写し

<個人事業者>

- (1) 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの※）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの  
※ 事業所の所在地の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

<法人>

- (1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 1部  
（3か月以内に発行されたもの、インターネット謄本も可）

### 【留意事項】

- 1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、認定書に記載された期間内に信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（申請者の電話番号を明記したもので様式は任意）が必要です。

### 【申請書・問合せ先】

※内容確認が必要なため、郵送による申請は受け付けておりません。

広島市役所 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259
---